

四半期報告書

(第4期第1四半期) 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第4期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した四半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

	頁
四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【経営上の重要な契約等】	7
3 【財政状態及び経営成績の分析】	12
第3 【設備の状況】	24
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【株価の推移】	38
3 【役員の状況】	39
第5 【経理の状況】	40
1 【四半期連結財務諸表】	41
2 【その他】	71
第2部 【提出会社の保証会社等の情報】	72
四半期レビュー報告書	
確認書	
【表紙】	
1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】	
2 【特記事項】	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第4期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
		(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	百万円	1,438,000	6,393,951
経常利益	百万円	96,863	1,029,013
四半期純利益	百万円	51,195	—
当期純利益	百万円	—	636,624
純資産額	百万円	9,320,835	9,599,708
総資産額	百万円	194,072,547	192,993,179
1株当たり純資産額	円	715.63	727.98
1株当たり四半期純利益金額	円	4.91	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	61.00
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	円	4.87	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	60.62
自己資本比率	%	3.99	4.08
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,693,182	△2,281,132
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	855,008	3,904,426
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△242,506	△328,022
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	3,069,906	4,222,222
従業員数	人	80,846	78,302

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社240社（うち連結子会社240社）及び関連会社47社（うち持分法適用関連会社46社、持分法非適用関連会社1社）で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(異動)

日本シェアホルダーサービス(株)は、実質的な支配状況に鑑み持分法適用関連会社から連結子会社に変更いたしました。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の 所有(又 は被所 有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 日本シェアホルダー サービス(株)	東京都 千代田区	100	証券代行業務に 関する調査・分 析及び情報提供 業務	50.0 (50.0)	2	—	業務委託	—	—

(注) 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

(新規)

新たに当社の関係会社になった会社のうち、重要な関係会社はありません。

(除外)

新たに当社の関係会社に該当しなくなった会社のうち、重要な関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	80,846 [40,300]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託6,518人及び臨時従業員40,200人を含んでおりません。
2 [] 内に当連結会計年度における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、各連結子会社が算定した人数をもとに百人未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	1,002
---------	-------

- (注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社並びに三菱UFJ証券株式会社からの出向者であります。
2 従業員数には臨時従業員20人を含んでおりません。
3 従業員数は、執行役員42人を含んでおりません。
4 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載していません。

2 【経営上の重要な契約等】

(1) 三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化

当社および当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)は、平成19年9月20日開催の両社の取締役会における決議にもとづき、三菱UFJニコスを当社の完全子会社とすることについて基本合意書を締結いたしました。さらに、平成20年5月28日開催の両社の取締役会決議にもとづき、三菱UFJニコスの定時株主総会、各種類株主総会および法令に定める関係官庁の承認等を前提として、株式交換(以下「本株式交換」という。)の方法により同社を完全子会社化する内容の株式交換契約書を、同日付で締結いたしました。

本契約は平成20年6月27日開催の三菱UFJニコスの定時株主総会および各種類株主総会において承認され、平成20年8月1日に株式交換の効力が発生し、三菱UFJニコスは当社の完全子会社となりました。

なお、当社は、三菱UFJニコスの普通株式244百万株について、平成20年8月8日付で農林中央金庫に譲渡しております。(詳細は、第5〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕(重要な後発事象)をご参照。)

(目的)

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化することとともに、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する1,200億円の第三者割当増資について当社が全額を引き受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが上場廃止のうえ当社の完全子会社となる方針を決定いたしました。

上記の決定に基づき、平成19年11月6日、当社は三菱UFJニコスによる第三者割当増資1,200億円について全額を引き受け、平成20年5月28日、当社と三菱UFJニコスは、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。

(株式交換の相手会社)

商号	三菱UFJニコス株式会社
本店の所在地	東京都文京区本郷三丁目33番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 佐々木 宗平
資本金	1,093億円(平成20年3月31日現在)
純資産(連結)の額	1,791億円(平成20年3月31日現在)
総資産(連結)の額	4兆35億円(平成20年3月31日現在)
事業の内容	クレジットカード事業

(株式交換の条件)

株式交換の方法

会社法第767条に定める方法により、平成20年8月1日を効力発生日として、三菱UFJニコスの株主の保有する三菱UFJニコスの株式を当社が取得し、三菱UFJニコスの株主(当社を除く。)に対して当社の普通株式を交付します。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文の規定に基づき、当社においては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。

株式交換比率

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)	
	普通株式	普通株式	第1種株式
株式交換比率	1	0.37	1.39

(注1)当社は、本株式交換に際して、三菱UFJニコスの株主(実質株主を含み、当社を除きます。以下同様とします。)に対して、その所有する三菱UFJニコスの普通株式または第1種株式に代わり、効力発生日(平成20年8月1日)の前日の最終の三菱UFJニコスの株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載または記録された三菱UFJニコスの株主が所有する三菱UFJニコスの普通株式または第1種株式の株式数のそれぞれの合計に、それぞれ0.37または1.39を乗じた数の当社の普通株式を交付いたします。ただし、当社が三菱UFJニコスの株主に交付する当社の普通株式は、全て当社が所有する自己株式を用いるため、新株の発行は行いません。また、本株式交換により三菱UFJニコスの株主に対し交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定にしたがい、当該株主に対しては金銭の交付が行なわれることとなります。

(注2)三菱UFJニコスの普通株式1株につき、当社の普通株式0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式1株につき、当社の普通株式1.39株の割合をもって、それぞれ割当てます。当社が効力発生日(平成20年8月1日)の前日に所有する三菱UFJニコスの普通株式 400,000,000株 については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(株式交換比率の算定根拠)

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社(以下「野村証券」という。)を、三菱UFJニコスはKPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定しました。

当社は、野村証券より平成20年5月26日付で、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された普通株式交換比率が当社にとり財務的見地から妥当である旨の意見書を取得しております。

野村証券は、当社と三菱UFJニコスについては、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法(対象期間は、諸状況を勘案し、平成20年5月23日を算定基準日(基準日)、本件の基本合意公表前日を算定基準日(基準日)とし、算定基準日の直近日、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の終値平均)を採用し、三菱UFJニコスに関しては別途、類似した事業を営む他の上場会社との財務的観点での比較を行うため類似会社比較法及び三菱UFJニコスの将来の事業活動の状況を反映した財務予測に基づく配当割引モデル分析法(DDM法)による分析を行い普通株式交換比率を算定しております。なお、類似会社比較法、DDM法による普通株式交換比率算出においては、当社の株式価値として基準日 までの直近5営業日、1ヶ月の終値平均を用いております。また、第1種株式の交換比率に関しては、各手法での普通株式交換比率に対して、野村証券の評価モデルによる第1種株式の経済的価値を分析し、当社の株式価値として基準日 までの直近5営業日、

1ヶ月の終値平均を用いて第1種株式の交換比率を算定しております。野村證券は、これらの分析及び検討の結果を総合的に勘案して普通株式交換比率にかかる意見を当社に提出しました。なお、当社の1株あたり普通株式価値を1とした場合の各算定手法の普通株式交換比率の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	普通株式交換比率の算定レンジ
市場株価平均法（基準日）	0.29～0.39
市場株価平均法（基準日）	0.26～0.28
類似会社比較法	0.23～0.26
DDM法	0.28～0.41

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、三菱UFJニコスの財務予測に関する情報については三菱UFJニコスの経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。野村證券の株式交換比率の算定は、平成20年5月23日現在までの情報と経済条件を反映したものであります。

(株式交換完全親会社となる会社の資本金・事業の内容等)

商号 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
 本店の所在地 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
 代表者の氏名 取締役社長 畔柳 信雄
 資本金 1兆3,830億円(平成20年6月30日現在))
 事業の内容 銀行持株会社

(2)三菱UFJニコス普通株式の農林中央金庫への一部譲渡

平成20年5月28日、農林中央金庫(以下「農林中金」という。)と当社は、農林中金と当社、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)及び三菱UFJニコスとの間で平成19年9月20日に締結した覚書に従い(注)、当社が三菱UFJニコスを完全子会社化した後に具体的な条件を定める株式譲渡契約を締結し、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式244百万株を農林中金に譲渡することで、基本合意いたしました。

なお、当該基本合意に従い、当社は農林中金との間で、当社が保有する三菱UFJニコス普通株式244百万株を農林中金に譲渡する株式譲渡契約を平成20年8月1日付で締結し、平成20年8月8日付で譲渡しております。(詳細は、第5〔経理の状況〕1〔四半期連結財務諸表〕(重要な後発事象)をご参照。)

(注)農林中金と当社、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJニコスは、JAバンクのリテール業務分野において戦略的な業務・資本提携関係を構築しているところであり、その一環として、平成19年9月20日、農林中金と三菱UFJニコスの資本提携の関係をより緊密かつ安定的なものとし、業務提携関係を更に発展させることを目的として、当社が三菱UFJニコスを完全子会社化した後に、農林中金が当社より三菱UFJニコスの普通株式の一部を取得することにより、農林中金による三菱UFJニコスの持分法適用を視野に入れた協議を行うことを要旨とした覚書を締結しております。

(3) 株式会社泉州銀行と株式会社池田銀行との経営統合

当社の連結子会社である三菱東京UFJ銀行と株式会社泉州銀行（以下「泉州銀行」という。）は、平成20年5月30日開催の両行の取締役会決議にもとづき、同日付で株式会社池田銀行（本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆）（以下「池田銀行」という。）との間で、泉州銀行と池田銀行とが共同して持株会社を設立する方式により経営統合を進めていくことを内容とする「経営統合に関する基本合意書」を締結いたしました。

(経営統合の目的)

泉州銀行及び池田銀行の経営統合は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的としています。新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保しつつ、三菱東京UFJ銀行との資本関係の有効活用を通じて、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

(統合形態)

泉州銀行及び池田銀行は、平成21年4月1日を目処に、共同株式移転による持株会社を設立することに向けて、検討・協議を進めてまいります。

(経営統合後の方針)

泉州銀行及び池田銀行は、経営統合の目的に鑑み、両者の統合効果を最大化するために、持株会社設立後、将来的に両行が合併することを含めて、検討・協議を進めてまいります。

泉州銀行及び池田銀行は、両行の傘下の事業子会社を、機能別組織とした持株会社の事業子会社とする可能性を含めて検討してまいります。

泉州銀行及び池田銀行は、両行の基幹システム等について、経営統合の目的に鑑み、その効果、コストを総合的に考慮の上、一本化する可能性を含めて検討してまいります。

(持株会社の概要)

商号	公募による方法も含めて、今後両行にて協議して決定いたします。
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及び附帯する業務を行います。
本社所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)
代表取締役候補者	代表取締役会長 吉田 憲正(現：泉州銀行取締役頭取) 代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者) 服部 盛隆(現：池田銀行取締役頭取)

(株式移転比率)

デューディリジェンス等の結果を踏まえて、両行の誠実な協議の上、最終契約締結までに決定いたします。

(今後のスケジュール(予定))

最終契約締結	平成20年11月28日まで
株式移転に関する臨時株主総会	平成21年2月末まで
新会社設立登記日	平成21年4月1日

3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 業績等の概要

金融経済環境

当第1四半期連結会計期間の金融経済環境ですが、海外経済は、中国経済をはじめ新興国が高成長を続ける一方、米国経済が住宅バブルの崩壊やサブプライム問題を契機とする金融・資本市場の混乱から引き続き停滞したほか、欧州経済も減速基調が鮮明となりました。また、エネルギー・原材料価格の高騰が続きグローバルインフレの加速に対する懸念が急速に強まりました。この間、わが国経済は、新興国向け輸出が下支えとなりましたが、欧米経済の減速や原燃料価格の高騰等を受けて企業業績が低迷を余儀なくされ、個人消費も物価上昇や賃金の低迷等を背景に停滞しました。また、消費者物価は原油・食糧品高を背景に上昇幅を急拡大させました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム危機への対処として2.0%まで引き下げられた後は据え置かれましたが、インフレ懸念の強いユーロ圏でも4.0%が維持されました。わが国では、日銀が政策金利を0.5%に据え置きましたが、欧米の信用不安を背景に短期市場金利には幾分上昇圧力が掛かり続けました。また、長期市場金利は欧米の金利急騰を受けて6月中旬にかけ急上昇しましたが、その後は低下傾向を辿りました。一方、円の対ドル相場は、米国サブプライム危機に対する過度の悲観論が幾分和らいだこともあって、若干円安方向に揺りました。

経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i) お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank of California, N.A.)などを擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を達成することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならではの”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

当第1四半期連結累計期間の業績

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経営成績につきましては、連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前第1四半期連結累計期間比774億円減少して2,647億円となりました。

うち連結業務粗利益は、前第1四半期連結累計期間比647億円減少して8,012億円となりました。海外貸出の伸張もあり資金運用収支は堅調だったものの、証券収益や投信・デリバティブなど販売収益が前年比では低水準となったことが、減益の主因です。なお、証券化商品等への投資につきましては、住宅ローン証券化商品の売却損を中心に、約160億円の損失処理を行いました。

営業経費(臨時費用控除後)は、前第1四半期連結累計期間比126億円増加して5,365億円となりました。システム統合の完遂に向けた努力を鋭意続けており、ほぼ計画通りのコスト増となりました。

与信関係費用総額は、内外の景気停滞・企業業績の悪化を反映した格付けの見直しなどにより、前第1四半期連結累計期間比577億円増加して1,417億円となりました。

以上の結果、四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間比1,000億円減少して511億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比1兆793億円増加して194兆725億円、純資産が前連結会計年度末比2,788億円減少して9兆3,208億円となりました。純資産の減少は、繰延ヘッジ損益および為替換算調整勘定の減少を受けて評価・換算差額等合計が1,049億円減少し、優先証券の償還等により少数株主持分が1,469億円減少したことによるものです。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、有価証券は前連結会計年度末比363億円増加して40兆8,880億円、貸出金は、海外貸出の増加により、前連結会計年度末比1兆190億円増加して89兆5,578億円となりました。負債の部では、預金が、個人預金は増加した一方で、法人等の預金が減少した結果、前連結会計年度末比6,529億円減少して120兆6,543億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比概ね横這いの1.16%となり、引き続き低水準を維持しております。

当第1四半期連結累計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前第1四半期 連結累計期間 (A) (参考)	当第1四半期 連結累計期間 (B)	前第1四半期 連結累計期間比 (B-A) (参考)
資金運用収支	4,657	4,700	43
資金運用収益	9,739	9,186	△552
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	5,082	4,485	△596
信託報酬	341	323	△18
うち信託勘定償却	—	—	—
役務取引等収支	2,659	2,392	△266
役務取引等収益	3,107	2,827	△280
役務取引等費用	448	434	△14
特定取引収支	678	441	△237
特定取引収益	683	470	△212
特定取引費用	4	28	24
その他業務収支	323	153	△169
その他業務収益	546	1,060	513
その他業務費用	223	906	683
連結業務粗利益 (= - + + - + - + -)	8,660	8,012	△647
営業経費(臨時費用控除後)	5,239	5,365	126
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (= + -)	3,421	2,647	△774
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入額 (△は戻入益)	△142	16	159
連結業務純益(= - -)	3,564	2,630	△933
その他経常収益	1,096	511	△585
うち株式等売却益	528	194	△333
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	6	1	△5
営業経費(臨時費用)	81	236	154
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	1,642	1,935	293
うち与信関係費用	983	1,414	431
うち株式等売却損	21	8	△12
うち株式等償却	89	287	197
臨時損益(= - - -)	△633	△1,661	△1,028
経常利益	2,930	968	△1,961
特別損益	142	95	△46
うち償却債権取立益	84	76	△7
うち貸倒引当金戻入益	—	—	—
うち偶発損失引当金戻入益(与信関連)	—	13	13
税金等調整前四半期純利益	3,072	1,063	△2,008
法人税等	1,246	288	△957
少数株主利益	313	263	△50
四半期純利益	1,512	511	△1,000
与信関係費用総額(= + + - -)	840	1,417	577

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行の単体ベースの単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、海外貸出の増加により、前連結会計年度末比1兆34億円増加して89兆8,010億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
貸出金(含む信託勘定)	887,976	898,010	10,034
海外貸出*	176,705	193,497	16,792
住宅ローン(2行合算)	173,582	172,472	△1,109
その他	537,688	532,040	△5,648

*海外支店(BTMU・MUTB)+ユニオン・バンカル・コーポレーション+BTMU(中国)

[参考] 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比概ね横這いの1.16%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末	当第1四半期 連結会計期間末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,177	1,299
危険債権	5,560	5,954
要管理債権	3,846	3,782
開示債権合計(A)	10,585	11,035
総与信合計(B)	919,614	945,895
開示債権比率(A)／(B)	1.15%	1.16%

(ii) 預金

預金は、個人預金は増加しましたが、法人等の預金が減少し、前連結会計年度末比6,529億円減少して120兆6,543億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
預金	1,213,073	1,206,543	△6,529
国内個人預金(2行合算)*	625,947	629,501	3,554
国内法人預金その他(2行合算)	397,223	387,526	△9,697
海外店その他子会社等	189,902	189,515	△387

*当第1四半期連結会計期間末より、個人預金に関する集計方法を一部変更しております。現在の集計方法での前連結会計年度末における個人預金残高は618,362億円となります。

(iii) 有価証券含み損益

株式の含み益が増加したことにより、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度末比1,625億円増加して1兆1,674億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当第1四半期 連結会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
有価証券含み損益	10,048	11,674	1,625
国内株式	13,779	18,434	4,655
国内債券	△88	△1,453	△1,365
その他	△3,642	△5,306	△1,664

[セグメント別の状況]

事業の種類別セグメントの業績では、銀行業で678億円、信託銀行業で253億円、証券業で26億円、クレジットカード業で35億円、その他で2,374億円の経常利益となりました。所在地別セグメントの業績では、日本で565億円、中南米で132億円、アジア・オセアニアで291億円の経常利益となりました。一方で、北米で18億円、欧州・中近東で3億円の経常損失となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当四半期連結累計期間の資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は国内が9,229億円、海外が1,691億円となり、合計では8,012億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	613,074	109,538	252,532	470,081
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	834,571	395,809	311,740	918,641
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	221,497	286,270	59,207	448,560
信託報酬	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	28,739	4,680	1,045	32,375
役員取引等収支	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	231,770	42,242	34,713	239,299
うち役員取引等収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	292,302	48,914	58,474	282,742
うち役員取引等費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	60,532	6,671	23,760	43,443
特定取引収支	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	32,846	9,780	△1,536	44,163
うち特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	38,702	10,246	1,905	47,044
うち特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	5,856	466	3,441	2,880
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	16,551	2,944	4,125	15,371
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	86,412	43,024	23,414	106,023
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	69,860	40,080	19,288	90,651

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当四半期連結累計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,923億円、役務取引等費用が605億円で、役務取引等収支では2,317億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が489億円、役務取引等費用が66億円で、役務取引等収支では422億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、2,392億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	292,302	48,914	58,474	282,742
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	40,683	4,675	48	45,310
うちその他 商業銀行業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	47,698	29,263	6,802	70,159
うち信託関連業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	19,257	—	463	18,794
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	27,571	2,456	7,329	22,698
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	53,374	4,115	4,697	52,793
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	60,532	6,671	23,760	43,443
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	9,124	179	35	9,267

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当四半期連結累計期間の国内の特定取引収益は387億円、特定取引費用は58億円で、特定取引収支では328億円となりました。海外の特定取引収益は102億円、特定取引費用は4億円で、特定取引収支では97億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では441億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	38,702	10,246	1,905	47,044
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	28,151	△14,996	67	13,087
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	4,400	25,243	1,824	27,818
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	6,150	—	12	6,138
特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	5,856	466	3,441	2,880
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	67	—	67	—
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	3,489	△608	—	2,880
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	2,299	1,074	3,373	—
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結累計期間	—	0	0	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	104,002,372	17,802,091	1,150,149	120,654,314
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	56,629,737	5,811,703	241,177	62,200,264
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	41,340,370	11,803,139	888,935	52,254,574
うちその他	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	6,032,264	187,247	20,037	6,199,475
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	5,231,145	2,762,144	761,056	7,232,232
総合計	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	109,233,517	20,564,235	1,911,206	127,886,546

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	69,143,565	100.00
製造業	8,343,704	12.07
建設業	1,424,853	2.06
卸売・小売業	7,097,759	10.26
金融・保険業	5,861,855	8.48
不動産業	9,077,114	13.13
各種サービス業	6,489,412	9.38
その他	30,848,863	44.62
海外及び特別国際金融取引勘定分	20,414,312	100.00
政府等	218,702	1.07
金融機関	2,540,429	12.45
その他	17,655,180	86.48
合計	89,557,877	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、特定取引負債の減少などにより、1兆6,931億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入などにより、8,550億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出などにより、2,425億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、3兆699億円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指し、以下の点を重点課題として取り組んでまいります。

新システム移行の完遂

当社グループの傘下銀行における新システムへの移行に関しては、お客さまへのサービスや金融システムに与える影響の大きさ、グループの果たすべき社会的責任の重さを十分認識し、安全・確実な移行の実現に向けて鋭意準備を進めてまいりました。

本年5月には、三菱UFJ信託銀行の全店舗の移行を完了し、また、三菱東京UFJ銀行においても旧東京三菱銀行店舗の新システム移行を実施致しました。本年7月からは旧UFJ銀行店舗の移行を開始しており、店舗ごとに数回に分けて、12月にかけて順次実施してまいります。

成長戦略の展開

当社グループは、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置づけ、これらの分野を中心に成長戦略を展開しております。特に、今後一層の市場成長が期待されるリテール部門においては、積極的に経営資源を投入してまいります。また、法人部門では、昨年9月末の三菱UFJ証券の完全子会社化を契機に、銀行と証券がより一層緊密に連携し、高度なサービスを提供していくほか、成長が引き続き見込めるアジアを中心に投資・提携を含めた戦略を展開し、収益基盤の拡大を図ってまいります。

成長戦略を支える資本政策としては、「成長性確保・収益力強化のための資本活用」、「自己資本の充実」、「株主の皆さまへの利益還元のための充実」の3つのバランスをとって推進し、当社グループの企業価値を向上させてまいります。自己資本は、連結自己資本比率12%、Tier 1比率8%を目指すとともに、株主の皆さまへの利益還元については、配当金額の継続的な増加に努め、引き続き連結当期純利益に対する配当性向を20%超とするよう努力してまいります。

内部管理態勢の強化

当社グループは、金融機関の高い公共性を踏まえ、引き続きコンプライアンス(法令等遵守)など内部管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

CSR経営の推進・ブランドの強化

当社グループは、お客さまから「信頼」「サービスの質」で高いご評価をいただけるよう、さまざまな取り組みを進めるとともに、企業の社会に対する責任(CSR)をしっかりと果たしていくことで、MUFGのブランド力向上に努めてまいります。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、重要な異動があった主要な設備の状況は以下のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

連結子会社の三菱UFJニコス(株)は、個品割賦事業部門を当社の持分法適用関連会社の(株)ジャックスへ承継いたしました。この事業譲渡に伴い以下の設備が異動いたしました。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)				
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス(株)	—	—	個品割賦事業に 関する資産	— (-)	—	27	15,699	15,727	335

(注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

2 土地、建物、その他の有形固定資産は、当社の連結連結貸借対照表の有形固定資産の内訳に準じております。

3 承継した個品割賦事業部門には、オートリース事業(信用保証を含む)が含まれております。

4 従業員数は、承継従業員の総数(執行役員2名及び嘱託社員42名を含む)であります。

(その他)

重要なものはありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当第1四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	(株)三菱東京 UFJ銀行	東銀ビルヂング	東京都 千代田区	営業店建替	投資予定金額の変更 (変更前) 5,843百万円 (変更後) 6,089百万円

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス(株)	本社(秋葉原 UDX)ほか	東京都 千代田区ほか	各種センター 集約	投資予定金額の変更 (変更前) 3,344百万円 (変更後) 3,115百万円

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(その他)

重要なものはありません。

当第1四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	(株)三菱東京 UFJ銀行			更改	外貨有価証 券システム	4,460	312	自己 資金	平成19年 10月	平成22年 6月
		荻窪支店	東京都 杉並区	建替	営業店	3,076	498	自己 資金	平成19年 6月	平成22年 8月
		相模原第二 ビル(仮称)	神奈川県 相模原市	新設	事務 センター	5,285	1,089	自己 資金	平成19年 9月	平成22年 12月

(注) 1 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

2 上記計画は、投資予定金額の変更により当社としての重要性が増したものであります。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調 達方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	三菱UFJ ニコス(株)	—	東京都豊 島区ほか	新設 改修	総量規制 関連シス テム	11,000	474	自己 資金	平成20 年4月	平成22 年4月

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(その他)

重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第八種優先株式	27,000,000
第十一種優先株式	1,000
第十二種優先株式	129,900,000
計	34,076,901,000

(注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。

2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,861,643,790	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)2
第一回第三種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)3
第八種優先株式	17,700,000	同左	—	(注)4
第十一種優先株式	1,000	同左	—	(注)5
第十二種優先株式	33,700,000	同左	—	(注)6
計	11,013,044,790	同左(注1)	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成20年8月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式の取得に伴う普通株式の発行および自己株式の消却に係る株式数は含まれておりません。なお、平成20年8月1日付で第八種優先株式17,700,000株の一斉取得に伴い、普通株式が43,895,180株発行されております。

2 議決権を有しております。

3 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成22年2月18日以降はいつでも、本優先株式の全部または一部を、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに取得することができる。一部取得をするときは按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

4 第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第八種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年15円90銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき7円95銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成20年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求した本優先株式数} \times 3,000 \text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行われたものとし、現金精算する。

取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、1,693,500円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年8月1日および平成19年8月1日(取得価額修正日)において、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に1.025を乗じた価額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正されるものとする。ただし、当該時価が1,693,500円(下限取得価額)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記45取引日の間に、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、下記の算式により計算される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 1,693円50銭

調整後下限取得価額 1,693円50銭

(8) 一斉取得

平成20年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成20年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき3,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が1,209円70銭を下回るときは、3,000円を1,209円70銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

5 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 918円70銭

調整後下限取得価額 918円70銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

6 第十二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十二種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年11円50銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき5円75銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

取得価額の条件等

イ 当初取得価額

当初取得価額は、796,000円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が796,000円(ただし、下記への調整を受ける。下限取得価額。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記において、当社の普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エキューアール」(JT Equity AQR)の画面のうち当社の普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面(参照画面)で発表する東京証券取引所における当社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値(ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記への調整に準じて調整される。)の算術平均値(1円未満は切り上げる。)で当社が算出したものをいう。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果、取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 796円

調整後下限取得価額 796円

(8) 一斉取得

平成21年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成21年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成21年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が795円20銭を下回るときは、1,000円を795円20銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成19年11月21日 取締役会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数(個)	25,938
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,593,800
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1株当たり1,033円 資本組入額 1株当たり517円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項注3に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	11,013,044,790	—	1,383,052	—	1,383,070

(注) 平成20年8月1日付で第八種優先株式17,700,000株の一斉取得に伴い、普通株式が43,895,180株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

当第1四半期会計期間において、普通株式の大株主の異動は把握しておりません。

第一回第三種優先株式

当第1四半期会計期間に異動はありません。

第八種優先株式

当第1四半期会計期間に異動はありません。

第十一種優先株式

当第1四半期会計期間に異動はありません。

第十二種優先株式

当第1四半期会計期間に異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第三種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載し ております。
	第八種優先株式 17,700,000	—	
	第十一種優先株式 1,000	—	
	第十二種優先株式 33,700,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 500,889,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 6,856,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,348,085,900	103,480,859	—
単元未満株式	普通株式 5,811,990	—	—
発行済株式総数	11,013,044,790	—	—
総株主の議決権	—	103,480,859	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が224,900株(議決権2,249個)および実質的に保有していない子会社名義の株式26,800株(議決権268個)ならびに名義人以外から株券喪失登録のあった株式100株(議決権1個)が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	500,889,400	—	500,889,400	4.54
(相互保有株式) 株式会社中京銀行	名古屋市中区栄 三丁目33番13号	3,027,400	—	3,027,400	0.02
三菱UFJリース株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号	2,899,200	—	2,899,200	0.02
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	620,600	—	620,600	0.00
株式会社大正銀行	大阪市中央区今橋 二丁目5番8号	179,100	—	179,100	0.00
菱信ディーシーカード株式 会社	東京都渋谷区渋谷二丁目 20番12号	61,900	—	61,900	0.00
株式会社パトライト	大阪市中央区松屋町8番 8号	50,400	—	50,400	0.00
三菱UFJ住宅ローン保証 株式会社	東京都文京区本郷三丁目 18番14号	12,400	—	12,400	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町9- 11-13	3,800	—	3,800	0.00
ニチエレ株式会社	東京都大田区平和島 一丁目2番30号	1,600	—	1,600	0.00
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	100	—	100	0.00
計	—	507,745,900	—	507,745,900	4.61

(注) 株主名簿上は、三菱UFJ証券株式会社累積投資口およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ26,200株および600株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,173	1,169	1,156
最低(円)	856	973	926

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第一回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

第八種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

第十一種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

第十二種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。
- 2 当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前第1四半期連結累計期間との対比は行っておりません。
- 3 当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	² 9,551,694	² 10,281,603
コールローン及び買入手形	855,511	1,293,705
買現先勘定	4,298,844	7,099,711
債券貸借取引支払保証金	6,483,564	8,240,482
買入金銭債権	4,620,238	4,593,198
特定取引資産	16,069,374	11,898,762
金銭の信託	393,876	401,448
有価証券	⁵ 40,888,076	⁵ 40,851,677
投資損失引当金	29,559	30,166
貸出金	¹ 89,557,877	¹ 88,538,810
外国為替	1,465,983	1,241,656
その他資産	6,661,326	5,666,981
有形固定資産	³ 1,287,106	³ 1,594,214
無形固定資産	905,825	975,043
繰延税金資産	772,981	773,688
支払承諾見返	⁵ 11,375,935	⁵ 10,652,865
貸倒引当金	1,086,111	1,080,502
資産の部合計	194,072,547	192,993,179
負債の部		
預金	120,654,314	121,307,300
譲渡性預金	7,232,232	7,319,321
コールマネー及び売渡手形	2,917,405	2,286,382
売現先勘定	9,580,334	10,490,735
債券貸借取引受入担保金	4,311,874	5,897,051
コマーシャル・ペーパー	155,239	349,355
特定取引負債	9,631,931	5,944,552
借入金	3,817,606	5,050,000
外国為替	886,117	972,113
短期社債	585,685	417,200
社債	6,157,787	6,285,566
信託勘定借	1,481,037	1,462,822
その他負債	5,494,756	4,388,814
賞与引当金	12,425	49,798
役員賞与引当金	46	434
退職給付引当金	63,411	64,771
役員退職慰労引当金	1,563	2,100
ポイント引当金	8,933	8,079
偶発損失引当金	124,570	133,110
構造改革損失引当金	7,985	22,865
特別法上の引当金	3,330	4,639
繰延税金負債	48,927	84,185
再評価に係る繰延税金負債	198,259	199,402
支払承諾	⁵ 11,375,935	⁵ 10,652,865
負債の部合計	184,751,712	183,393,470

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
資本金	1,383,052	1,383,052
資本剰余金	1,865,621	1,865,696
利益剰余金	4,565,897	4,592,960
自己株式	726,134	726,001
株主資本合計	7,088,437	7,115,707
その他有価証券評価差額金	717,308	595,352
繰延ヘッジ損益	31,378	79,043
土地再評価差額金	143,222	143,292
為替換算調整勘定	156,952	52,566
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	11,982	-
評価・換算差額等合計	660,217	765,121
新株予約権	2,783	2,509
少数株主持分	1,569,396	1,716,370
純資産の部合計	9,320,835	9,599,708
負債及び純資産の部合計	194,072,547	192,993,179

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
経常収益	1,438,000
資金運用収益	918,641
(うち貸出金利息)	564,079
(うち有価証券利息配当金)	159,659
信託報酬	32,375
役務取引等収益	282,742
特定取引収益	47,044
その他業務収益	106,023
その他経常収益	※1 51,173
経常費用	1,341,136
資金調達費用	448,743
(うち預金利息)	192,794
役務取引等費用	43,443
特定取引費用	2,880
その他業務費用	90,651
営業経費	560,203
その他経常費用	※2 195,212
経常利益	96,863
特別利益	17,132
固定資産処分益	558
償却債権取立益	7,615
金融商品取引責任準備金取崩額	1,309
リース会計基準の適用に伴う影響額	6,251
その他の特別利益	1,396
特別損失	7,598
固定資産処分損	4,101
減損損失	3,496
税金等調整前四半期純利益	106,397
法人税、住民税及び事業税	16,533
法人税等調整額	12,334
少数株主利益	26,333
四半期純利益	51,195

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	106,397
減価償却費	60,511
減損損失	3,496
のれん償却額	4,290
持分法による投資損益 (△は益)	△6,709
貸倒引当金の増減 (△)	20,469
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	464
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△36,076
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△385
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	214
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△536
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	854
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△7,176
構造改革損失引当金の増加額	△14,879
資金運用収益	△918,641
資金調達費用	448,743
有価証券関係損益 (△)	2,760
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	2,866
為替差損益 (△は益)	△640,265
固定資産処分損益 (△は益)	3,542
特定取引資産の純増 (△) 減	3,131,666
特定取引負債の純増減 (△)	△3,745,269
約定済未決済特定取引調整額	△467,160
貸出金の純増 (△) 減	△2,072,215
預金の純増減 (△)	81,524
譲渡性預金の純増減 (△)	△21,154
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△906,744
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△478,710
コールローン等の純増 (△) 減	2,315,340
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	1,672,371
コールマネー等の純増減 (△)	635,843
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△164,433
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△1,517,347
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△228,906
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△84,646
短期社債 (負債) の純増減 (△)	156,485
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△17,461
信託勘定借の純増減 (△)	18,214
資金運用による収入	947,664
資金調達による支出	△443,582
その他	505,265
小計	△1,653,315
法人税等の支払額	△39,866
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,693,182

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△22,643,631
有価証券の売却による収入	14,863,369
有価証券の償還による収入	8,691,756
金銭の信託の増加による支出	△23,658
金銭の信託の減少による収入	16,846
有形固定資産の取得による支出	△18,379
無形固定資産の取得による支出	△34,613
有形固定資産の売却による収入	2,786
無形固定資産の売却による収入	7
子会社株式の売却による収入	503
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	855,008
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付借入れによる収入	6,333
劣後特約付借入金の返済による支出	△23,052
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	65,400
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△107,116
少数株主からの払込みによる収入	1,178
優先株式等の償還等による支出	△100,190
配当金の支払額	△75,896
少数株主への配当金の支払額	△8,947
少数株主への減資等による支出	0
自己株式の取得による支出	△43
自己株式の売却による収入	17
子会社による当該会社の自己株式の取得による支出	△183
子会社による当該会社の自己株式の売却による収入	2
その他	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△242,506
現金及び現金同等物に係る換算差額	△71,636
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,152,316
現金及び現金同等物の期首残高	4,222,222
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,069,906

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>日本シェアホルダーサービス株式会社他1社は関連会社からの異動等により、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>Tokai Finance (Curacao) N.V.他3社は清算等により子会社でなくなったため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 240社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>持分法適用関連会社の変更</p> <p>丸の内キャピタル株式会社他3社は新規設立等により、当第1四半期連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>日本シェアホルダーサービス株式会社は子会社への異動により関連会社でなくなったため、当第1四半期連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>変更後の持分法適用関連会社の数 46社</p>
3 開示対象特別目的会社に関する事項の変更等	<p>前連結会計年度末における開示対象特別目的会社の概要等と比較して重要な変更又は著しい変動は、認められません。</p>
4 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第18号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が、それぞれ6,960百万円増加しております。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理－米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が20,091百万円減少、「退職給付引当金」が9,148百万円増加、「繰延税金負債」が11,194百万円減少、「少数株主持分」が6,098百万円減少しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用し、以下の処理に変更しております。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。</p> <p>この変更による四半期連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、主として売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は29,009百万円減少、経常費用は29,038百万円減少し、経常利益は28百万円増加、特別利益は6,251百万円増加、税金等調整前四半期純利益は6,280百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当第1四半期連結会計期間より、「その他資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は288,067百万円、「有形固定資産」に含まれる「その他資産」は12,411百万円、「無形固定資産」に含まれる「その他資産」は283百万円であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(3) マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が3,352,100百万円増加、「特定取引負債」が3,379,679百万円増加、「その他資産」が875,794百万円増加、「その他負債」が848,214百万円増加しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、平成20年3月期において算定した貸倒引当率等の合理的な基準を使用して計上しております。
3 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定しております。
4 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を用いております。
5 経過勘定項目の算定方法	一部の経過勘定項目につきましては、合理的な算定方法による概算額で計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 税金費用の計算	一部の連結子会社の税金費用は、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																		
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">53,355百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">788,244百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">17,113百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">464,915百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">256,185百万円</td> </tr> </table> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 1,016,905百万円</p> <p>4 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,208,112百万円、貸付信託204,048百万円であります。</p> <p>※5 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,051,917百万円であります。</p>	破綻先債権額	53,355百万円	延滞債権額	788,244百万円	3ヵ月以上延滞債権額	17,113百万円	貸出条件緩和債権額	464,915百万円	現金預け金	256,185百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">43,298百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">737,926百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">17,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">477,544百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産 現金預け金 115,417百万円 上記には、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として差し入れている現金預け金113,293百万円を含めて記載しております。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額 1,372,174百万円</p> <p>4 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,277,958百万円、貸付信託231,508百万円であります。</p> <p>※5 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,093,449百万円であります。</p>	破綻先債権額	43,298百万円	延滞債権額	737,926百万円	3ヵ月以上延滞債権額	17,900百万円	貸出条件緩和債権額	477,544百万円
破綻先債権額	53,355百万円																		
延滞債権額	788,244百万円																		
3ヵ月以上延滞債権額	17,113百万円																		
貸出条件緩和債権額	464,915百万円																		
現金預け金	256,185百万円																		
破綻先債権額	43,298百万円																		
延滞債権額	737,926百万円																		
3ヵ月以上延滞債権額	17,900百万円																		
貸出条件緩和債権額	477,544百万円																		

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 その他経常収益には、株式等売却益19,483百万円 を含んでおります。
※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額92,050百 万円、貸出金償却48,789百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	
平成20年6月30日現在	
現金預け金勘定	9,551,694
定期性預け金及び譲渡性預け金	<u>△6,481,787</u>
現金及び現金同等物	<u>3,069,906</u>

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式		
普通株式		10,861,643
第一回第三種優先株式		100,000
第八種優先株式		17,700
第十一種優先株式		1
第十二種優先株式		33,700
合計		11,013,044
自己株式		
普通株式		505,104
合計		505,104

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分		新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	新株予約権 (自己新株予約権)		()	()
	ストック・オプションと しての新株予約権			2,676
連結子会社 (自己新株予約権)				106 ()
合計				2,783 ()

3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	72,525	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日	その他 利益剰余金
	第一回第三種 優先株式	3,000	30	平成20年3月31日	平成20年6月27日	その他 利益剰余金
	第八種 優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月27日	その他 利益剰余金
	第十一種 優先株式	0	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月27日	その他 利益剰余金
	第十二種 優先株式	193	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月27日	その他 利益剰余金

なお、配当金の総額のうち、4百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,022,086	149,599	154,218	92,653	19,442	1,438,000	—	1,438,000
(2) セグメント間の 内部経常収益	24,474	6,848	4,992	2,262	254,858	293,436	(293,436)	—
計	1,046,560	156,448	159,210	94,916	274,300	1,731,436	(293,436)	1,438,000
経常利益	67,861	25,321	2,637	3,593	237,453	336,866	(240,002)	96,863

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金231,777百万円が含まれております。

4 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で1,194百万円減少し、経常利益は「銀行業」で6,961百万円増加しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用し、以下の処理に変更しております。

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、主として売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で29,009百万円減少し、経常利益は「その他」で25百万円増加しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,001,889	174,400	1,821	160,878	99,011	1,438,000	—	1,438,000
(2) セグメント間の 内部経常収益	38,409	12,387	35,637	31,439	13,496	131,370	(131,370)	—
計	1,040,298	186,787	37,458	192,318	112,507	1,569,371	(131,370)	1,438,000
経常利益 (△は経常損失)	56,561	△1,858	13,243	△352	29,133	96,727	136	96,863

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。
- 3 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」
実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。
この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「欧州・中近東」で1,194百万円減少し、経常利益は「北米」で518百万円減少、「欧州・中近東」で419百万円減少、「アジア・オセアニア」で7,899百万円増加しております。
- 4 リース取引に関する会計基準
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用し、以下の処理に変更しております。
- (借手側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。
- (貸手側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、主として売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は29,009百万円減少し、経常利益は28百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

【海外経常収益】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	436,111
II 連結経常収益	1,438,000
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	30.3

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第1四半期連結会計期間末

四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び、商品投資受益権等を含めて記載しております。

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国内債券	2,723,518	2,727,777	4,259
国債	2,406,816	2,409,001	2,184
地方債	69,822	70,626	803
社債	246,878	248,149	1,271
その他	265,955	266,778	822
外国債券	20,767	21,590	822
その他	245,188	245,188	—
合計	2,989,473	2,994,556	5,082

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

II 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び、商品投資受益権等を含めて記載しております。

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内債券	2,805,196	2,824,350	19,153	21,178	2,025
国債	2,496,983	2,512,116	15,133	17,129	1,996
地方債	71,844	73,073	1,229	1,229	—
社債	236,368	239,159	2,790	2,819	28
その他	136,778	137,862	1,083	1,304	220
外国債券	20,934	22,018	1,084	1,304	220
その他	115,844	115,844	△0	—	0
合計	2,941,975	2,962,212	20,237	22,483	2,245

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日現在)

前連結会計年度末日に比べて著しい変動は認められません。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

I 当第1四半期連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	10,451,321	△507	△507
	金利オプション	17,255,937	674	250
店頭	金利先渡契約	14,462,309	2,222	2,222
	金利スワップ	554,264,620	489,064	489,064
	金利スワップション	65,359,830	△8,615	△1,314
	その他	8,229,137	1,531	5,933
合計		—————	484,370	495,648

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	9,912	△32	△32
店頭	通貨スワップ	36,558,510	△154,321	△154,321
	為替予約	93,858,415	103,987	103,987
	通貨オプション	28,950,686	△21,286	132,594
合計		—————	△71,653	82,227

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	567,025	19,666	19,666
	株式指数オプション	120,717	△136	△479
店頭	有価証券店頭オプション	737,029	△18,392	△5,664
	有価証券店頭指数等スワップ	153,146	△10,150	△10,150
	有価証券店頭指数等先渡取引	12,167	△149	△149
合計		—————	△9,161	3,223

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,522,458	△1,720	△1,720
	債券先物オプション	2,450,488	△2,690	△4,429
店頭	債券店頭オプション	1,484,878	3,800	3,499
合計		—————	△611	△2,651

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	45,543	△51	△51
	商品オプション	18,874	△622	△145
店頭	商品スワップ	850,550	69,426	69,426
	商品オプション	376,059	△6,600	△6,404
合計		—————	62,151	62,825

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	7,903,662	27,005	27,005
	その他	84,209	△5,815	△5,815
合計		—————	21,189	21,189

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

II 前連結会計年度末

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
取引所	金利先物	売建	6,460,791	1,147,045	△11,234	△11,234
		買建	5,295,151	810,894	7,441	7,441
	金利オプション	売建	6,721,509	136,162	△4,335	△3,173
		買建	5,928,699	136,492	5,181	3,249
店頭	金利先渡契約	売建	5,384,627	350,830	△101	△101
		買建	4,282,298	—	△327	△327
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	267,133,591	179,631,170	3,646,374	3,646,374
		受取変動・ 支払固定	254,439,535	167,296,739	△3,163,499	△3,163,499
		受取変動・ 支払変動	30,059,854	17,603,850	8,758	8,793
		受取固定・ 支払固定	900,052	712,778	△80,536	△80,536
	金利スワップ ション	売建	27,750,700	11,337,070	97,055	△99,755
		買建	22,723,066	10,458,638	278,834	100,639
	その他	売建	3,054,410	2,283,440	△6,520	471
		買建	3,174,670	2,350,937	23,105	10,874
	合計		—————	—————	800,196	419,215

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	売建	5,593	—	△23	△23
		買建	6,610	—	—	—
店頭	通貨スワップ		35,213,982	26,993,908	△140,627	△140,627
	為替予約	売建	38,277,586	572,405	706,642	706,642
		買建	43,453,928	671,253	△632,231	△632,231
	通貨オプション	売建	16,707,450	8,435,397	△591,521	△28,965
買建		14,893,726	7,320,996	838,642	384,789	
合計			—	—	180,879	289,583

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	売建	314,847	—	7,511	7,511
		買建	94,291	—	△2,784	△2,784
	株式指数 オプション	売建	52,278	—	1,290	476
		買建	48,165	—	1,299	△33
店頭	有価証券 店頭オプション	売建	424,826	188,285	48,754	△18,441
		買建	299,719	120,722	25,505	2,685
	有価証券店頭 指数等スワップ	株価指数変 化率受取・ 金利支払	119,600	119,600	△12,977	△12,977
		金利受取・ 株価指数変 化率支払	12,350	12,350	786	786
	有価証券店頭 指数等先渡取 引	売建	914	—	△2	△2
		買建	8,768	—	△195	△195
合計			—	—	69,186	△22,974

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	売建	1,076,348	56,870	△818	△818
		買建	1,180,436	368,820	2,136	2,136
	債券先物 オプション	売建	543,633	95,851	177	114
		買建	371,173	105,740	1,335	99
店頭	債券店頭 オプション	売建	341,172	—	357	△6
		買建	261,688	—	1,628	560
合計			—————	—————	4,817	2,085

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	売建	8,022	2,628	3,153	3,153
		買建	16,721	8,273	△2,198	△2,198
	商品オプション	売建	6,876	3,628	713	△81
		買建	5,476	△1,631	202	△138
店頭	商品スワップ	商品指数変化率受取・短期変動金利支払	411,945	337,902	△151,369	△151,369
		短期変動金利受取・商品指数変化率支払	439,731	360,344	241,059	241,059
	商品オプション	売建	158,198	103,957	△13,524	5,346
		買建	121,097	63,636	7,838	7,200
合計			—————	—————	85,874	102,972

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	2,980,889	2,738,513	△86,455	△86,455
		買建	4,232,806	3,750,088	120,354	120,354
合計			—————	—————	33,899	33,899

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	715円63銭	1株当たり純資産額	727円98銭

2 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4円91銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円87銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	51,195
普通株主に帰属しない金額	百万円	304
うち優先配当額	百万円	304
普通株式に係る四半期純利益	百万円	50,891
普通株式の期中平均株式数	千株	10,356,510
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	△1
うち連結子会社の潜在株式による調整額	百万円	△1
普通株式増加数	千株	76,319
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
(優先出資証券発行に係わる特別目的子会社の設立) 当社は、平成20年7月31日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の100%出資子会社 MUFG Capital Finance 7 Limited を設立することを決議し、同日付けで設立いたしました。 また、今回発行する優先出資証券の概要は以下のとおりであり、今後、具体的な条件を決定する予定です。なお、本優先出資証券は、BIS自己資本比率規制における基本的項目に算入される予定です。	
発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立する当社が議決権を100%所有する特別目的子会社
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません
発行総額	2,000億円を目処に、投資家の需要動向等に応じて決定する (ただし、増額する場合でも2,300億円は超過しない)
配当率	未定
資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行および三菱UFJ信託銀行株式会社の資本増強に充当
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位
発行形態	国内私募 (適格機関投資家限定)
引受金融商品 取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社 モルガン・スタンレー証券株式会社 メリルリンチ日本証券株式会社
(注) 関係法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。	

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

(三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

企業結合の法的形式 株式交換

結合後企業の名称 三菱UFJニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFJグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFJグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用し、のれんを認識する予定であります。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 198,821百万円

(内訳)

自己株式 198,821百万円

なお、取得に直接要した支出額が現時点では未確定であるため、取得原価に含めておりません。

当第1四半期連結会計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式1 : 三菱UFJニコス普通株式0.37

当社普通株式1 : 三菱UFJニコス第1種株式1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 197,989,554株

評価額 286,391百万円

なお、本株式交換に伴って当社は連結財務諸表上、のれんを認識する予定であります、その金額は現時点では未定であります。

(子会社株式の売却)

農林中央金庫(以下「農林中金」という)、当社、当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行および当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)はJAバンクのリテール業務分野において、戦略的な業務・資本提携関係を構築しているところであり、平成20年5月28日、農林中金と当社は、当社が三菱UFJニコスを完全子会社化した後に具体的な条件を定める株式譲渡契約を締結し、当社が保有する三菱UFJニコス普通株式の一部を農林中金に譲渡することで基本合意しました。

その基本合意に従い、平成20年8月1日、当社がその保有する三菱UFJニコス普通株式244百万株を農林中金に譲渡する株式譲渡契約を締結し、平成20年8月8日に譲渡しました。

株式譲渡契約の内容

譲渡株式	三菱UFJニコス普通株式
株数	244百万株
譲渡価額	84,424百万円
譲渡日	平成20年8月8日
譲渡者	当社
譲受者	農林中金

譲渡後の持分比率 82.85%

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

(公開買付けによる連結子会社株式の取得)

当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という)は、平成20年8月12日開催の取締役会において、三菱東京UFJ銀行の連結子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンカル・コーポレーション(UnionBancal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当社が三菱東京UFJ銀行その他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付け(以下「本公開買付け」)を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。

(1)本公開買付けの目的

海外事業強化は三菱東京UFJ銀行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア(Union Bank of California N.A.)を有しております。

かかる状況下、三菱東京UFJ銀行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(2)本公開買付けの概要

UNBCの概要

商号 UnionBancal Corporation
代表者 President & CEO, Mr Masaaki Tanaka
所在地 米国カリフォルニア州
設立年 1953年
主な事業内容 銀行持株会社
資本金 157百万ドル(平成20年6月30日 現在)
決算期 12月
上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所
発行済株式数 138,130,616株(平成20年7月31日
現在)

買付けを行う株券等の種類
普通株式

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

公開買付け期間

平成20年8月18日より同年9月15日(いずれも米国東部時間)までの米国における20営業日の期間を予定しておりますが、必要に応じ、米国の公開買付けに係る法令に従って買付期間を変更する場合がございます。

買付け価格

1株につき63ドル00セント。

平成20年8月11日のニューヨーク証券取引所におけるUNBC普通株式終値(58ドル18セント)に対して約8.3%、過去30日間の平均終値に対して約24.5%のプレミアムを加えた金額となります。

買付けに要する資金

約30億ドル(約3,320億円)と想定しており、すべて三菱東京UFJ銀行の手元資金で賄うことを予定しております。

本公開買付け後のUNBCの完全子会社化

本公開買付け等により三菱東京UFJ銀行が90%以上の持分を取得した場合、UNBCは三菱東京UFJ銀行が米国に設立する100%出資の受皿会社と合併し、残りの少数株主に対して合併対価として現金を交付することにより、三菱東京UFJ銀行の完全子会社となる予定です。

(3)本公開買付け後のUNBCの完全子会社化

三菱東京UFJ銀行は、平成20年4月26日にUNBCの独立取締役に対し同社普通株を1株当たり58ドルで取得し、UNBCを完全子会社化する旨の提案を行いました。その後組織されたUNBCの特別委員会(Special Committee)(注)との間に現時点で本公開買付けに関する合意はございませんが、三菱東京UFJ銀行は今後とも特別委員会と交渉する用意はございません。

(注)

米国では、支配株主による公開企業の100%子会社化取引において、対象会社が、支配株主との利益相反を排除するために、少数株主を代理する社外取締役からなる「特別委員会(Special Committee)」を設置し、同委員会が支配株主との交渉に当たるのが通例。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

前連結会計年度末に比べてリース取引残高に著しい変動は認められません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【最高財務責任者の役職氏名】 専務取締役 斎 藤 広 志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長畔柳信雄及び当社最高財務責任者齋藤広志は、当社の第4期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成20年8月12日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

